

## 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案 趣旨説明

ただいま議題となりました日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、提出者を代表して、その趣旨をご説明申し上げます。

原案は、平成 28 年の改正公選法による投票環境の向上を図るための措置に倣った 7 項目の法整備を行うものですが、令和元年の改正公選法により、投票環境に係る 2 項目の追加改正が行われ、既に施行されているところ です。

また、従来から申し上げているとおり、スポット CM の扇情的な影響力や、インターネット広告も含め CM に投じる資金の多寡が投票結果に与える影響等を踏まえると、CM や運動資金などについて一定の規制が設けられなければ、公正公平な国民投票の実施は期待できません。これらの点については、令和元年に旧国民民主党から提出された国民投票法修正案において、一定の措置を講ずることを定めたところですが、この法案の審議は未だに行われていません。

このような積み残しの課題についても、早急に具体的な検討を開始し、一定の結論を得る必要があると考え、本修正案を提出した次第であります。

以下、本修正案の内容についてご説明申し上げます。

国は、この法律の施行後 3 年を目途に、追加の 2 項目をはじめとする投票人の投票に係る環境を整備するための事項及び国民投票運動等のための広告放送やインターネット有料広告の制限、運動資金規制、インターネットの適正利用の確保を図るための方策その他の国民投票の公平及び公正を確保するための事項について検討を加え、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとしております。

以上が本修正案の趣旨であります。

何とぞ委員各位のご賛同をお願い申し上げます。